

○「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定(平成25年度)

- ・国の役割・責務として、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対する教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助について規定。

○「自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会」の開催(平成28年度)

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、自主防災組織等の活動の活性化を図るための支援方策について検討することを目的に有識者からなる検討会を設置し、その検討の成果を報告書としてとりまとめ。

自主防災組織等の活動の活性化のための方策(検討会報告書より)

○多様な主体との連携の推進

- ・地区防災計画及び具体的事業計画の策定の推進
- ・多様な主体が議論する場として連絡協議会の設置の推進

○住民への啓発活動の強化

- ・子どもをターゲットにした啓発活動の強化

○人材育成の取組の支援

- ・女性リーダーの育成・活用
- ・防災に詳しいOBの活用
- ・消防団の積極的な活用
- ・標準的な教育訓練のカリキュラムの作成・普及

本検討会開催の背景・目的（続き）

○大規模広域災害発生時における自主防災組織等の役割の重要性とその活性化の必要性
（「自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会報告書」（H29年3月）より）

- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模広域災害発生時における消防機関等の公助の限界を念頭に、初期消火や被災者の救出救護等のみならず、避難行動支援や避難所の運営等の担い手として共助を実践する自主防災組織等の役割は重要。
- ・ しかしながら、住民の高齢化や共働き世帯の増加等により、自主防災活動への参加者が少ないこと、活動の中心となるリーダーの人材育成が進んでいないことなどの課題が存在。
- ・ 自主防災組織等の活性化のためには、防災に関する深い知識・経験を有し、地域の意見をまとめることができるリーダーの人材育成が重要。

○地震火災や大規模火災における自主防災組織等の役割の重要性
（「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書」（H29年5月）より）

- ・ 地震火災や大規模火災に備えて、市町村は火災発生のおそれがある区域を平時から周知しておくとともに、当該区域の住民や自主防災組織は、延焼防止、飛び火警戒、避難行動要支援者への対応を含めた避難などの実践的な訓練を行っておくことが必要。

共助を担う自主防災組織等の人材育成の方策を検討

【検討事項】

- ①自主防災組織等のリーダー等に対する標準的な教育訓練のカリキュラム及び教材に関すること
- ②その他自主防災組織等の人材に関すること

(参考) 自主防災組織等の人材育成に関する国及び地方公共団体の法律上の責務・役割

○災害対策基本法(昭和36年法律第223号(抄))

(市町村の責務)

第5条

2 **市町村長は**、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び**自主防災組織の充実を図る**ほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第8条 (略)

2 **国及び地方公共団体は**、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、**特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。**
十三 **自主防災組織の育成**、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援**その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項**

○消防組織法(昭和22年法律第226号(抄))

(教育訓練の機会)

第52条 (略)

2 **国及び地方公共団体は**、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号(抄))

(市町村による防災体制の強化)

第17条 **市町村は**、地域における防災体制の強化のため、**防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上**、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第19条 **国及び地方公共団体は**、**自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受ける機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。**

(市町村に対する援助)

第20条 **国及び都道府県は**、**市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。**